

140. 外郭団体

(2026年8月19日更新版)

- 0 基本認識 【総務局】
- 1 外郭団体を取り巻く環境及び取組内容
外郭団体のあり方に関するPTの取組と今後の方向性 【総務局】
- 2 静岡市 外郭団体一覧 【総務局】
- 3 指定管理施設の原則公募の徹底 【総合政策局】

0-1 基本認識 外郭団体

- 静岡市では、基本財産等の25%以上を市が出資している団体を「外郭団体」としている。
2026年4月現在12団体ある。
- 静岡市の外郭団体は、市の行政機能を代替・補完する団体として設立されてきた。
 - 代 替 … 市が直接実施する取組等を市の代わりに実施すること
 - 補 完 … 市の政策推進にあたり市だけでは不足する必要な機能を補うこと
- 外郭団体は、培ってきた専門性やノウハウを活かし、「民間では出来ない、公益性の高いサービスの担い手」として、社会情勢や市の政策変化に対応していく必要があるが、設立当初の役割から変わってきている団体も見られる。
- 物価や人件費が上昇する中で、現状のまま対策を講じないと、将来的に経営が成り立たないと見込まれる団体もあり、経営改善を図る必要がある。また、様々な変化に柔軟に対応できる組織体制を構築し、独立した団体として、経営責任を明確にしたうえで、団体の自主性、自立性を強化していく必要がある。

1-1 外郭団体を取り巻く環境及び取組内容

《主な内容》

年 度	概 要
～ 2003	○2003年時点 外郭団体数 12団体 ○公の施設の管理委託 地方自治法では、公の施設の管理の受託者は、地方公共団体が出資している団体や公共的団体などに限定されていた。このような状況から、外郭団体が多くの公の施設の管理を行っていた。
2003	○指定管理者制度の導入 地方自治法が改正され、民間の創意工夫を活かす観点から指定管理者制度が導入された。
2004 ～	○外郭団体改革基本プランによる改革 指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の管理・運営に民間が参入できるようになった中で、外郭団体が民間と競争し、事業を展開していくための経営体制強化、団体の自主的・自立的な経営基盤の確立に取り組んだ。外郭団体が管理する施設も、2006年から指定管理者制度を導入していったが、結果として、引き続き外郭団体が管理する施設が多く残った。
2008 ～	○公益法人制度改革 法人の公益性の判断が不透明といった課題を解消し、多様化する社会ニーズに対応するため、公益法人制度が見直され、一般社団・財団法人法や公益認定法などが施行された。本改革により、旧民法を設立根拠としていた外郭団体は、公益財団法人と一般財団法人に移行した。
2024	○「指定管理施設の原則公募」の徹底(3-1参照) 指定管理施設のうち、公募施設は3割程度となっていたことから、制度の趣旨を踏まえ、原則公募の徹底を行った。 ○(一財)静岡市土地等利活用推進公社 設立
2025	○外郭団体のあり方に関するPTの設置 及び 各外郭団体の検証(1-2 参照) 複雑化・多様化する市民ニーズに即したサービス等を効率的・効果的に提供する団体としていくため、市が外郭団体に求める役割と、外郭団体の経営状況の検証を行った。 ○静岡市土地開発公社 解散 ○2025年現在 外郭団体数 12団体(2-1参照)

1-2 外郭団体のあり方に関するPTの取組と今後の方向性

《主な取組内容》

○ 外郭団体を、市とは独立した公益性の高いサービスの担い手として、時代の変化と要請に適応した継続的な経営ができる団体とすることを目的に、2025年に外郭団体のあり方に関するPTを設置し、次の観点から検証を行った。

- ・ 外郭団体が実施している業務のうち、民間が実施可能な業務はあるか
- ・ 市が団体に求める役割や役割に基づき実施している業務が、社会情勢や市の政策変化に沿っているか
- ・ 各外郭団体の経営状況が、将来にわたり安定的な経営が実現できるものとなっているか

○ PTの検証結果を踏まえ、外郭団体の役割や業務内容の見直し、経営改善を進め、2026年9月を目途に、全外郭団体の対応内容を取りまとめる。併せて、これらの内容を、各団体の経営計画に反映していく。

《今後の方向性》

○ 外郭団体は、静岡市第5次総合計画にある「社会課題解決のための社会の力」の1つとして、時代や社会情勢の変化に柔軟に対応できる団体に再構築し、公益性と経営力を高めていく。

○ 2024年8月に立ち上げた静岡市土地等利活用推進公社のように、行政が実施するよりも効率的、効果的と考えられる領域には、新たな外郭団体の設立を検討していく。また、2025年12月に解散した静岡市土地開発公社のように、社会情勢や市の政策変化等を受け、その役割を終えたと判断できる団体は解散などを随時検討していく。

2-1 静岡市 外郭団体一覧

2026年4月現在

No.	外郭団体名称	設立年	基本財産等への 出資(捐)割合
1	公益財団法人 静岡市まちづくり公社	1941年	100%
2	一般財団法人 静岡市環境公社	1967年	100%
3	一般財団法人 静岡市動物園協会	1969年	50%
4	公益財団法人 静岡市産業振興協会	1980年	64%
5	社会福祉法人 静岡市しみず社会福祉事業団	1982年	100%
6	公益財団法人 静岡市スポーツ協会	1989年	82%
7	株式会社 駿府楽市	1991年	51%
8	公益財団法人 静岡市文化振興財団	1994年	100%
9	公益財団法人 するが企画観光局	1995年	40%
10	公益財団法人 静岡市勤労者福祉サービスセンター	1997年	100%
11	公益財団法人 静岡市国際交流協会	2020年	100%
12	一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社	2024年	100%

(参考) 外郭団体数 他都市比較

2026年4月現在

都市名	団体数
札幌市	30
仙台市	27
さいたま市	15
千葉市	15
川崎市	23
横浜市	35
相模原市	12
新潟市	19
静岡市	12
浜松市	15

20市中
最も少ない

都市名	団体数
名古屋市	22
京都市	17
大阪市	12
堺市	12
神戸市	28
岡山市	17
広島市	20
北九州市	20
福岡市	30
熊本市	12

※外郭団体の呼称や定義は、都市により異なる場合がある。
※団体数は各都市HP等から確認。

3-1 指定管理施設の原則公募の徹底

- 指定管理者の募集は、公募を原則としていたが、2023年4月時点で公募により指定管理者を選定した施設は、全体の約3割であった。また、非公募施設のうち約7割は外郭団体が指定管理者となっていた。
- 外郭団体の特性、公共施設の設置目的、市との緊密な連携の必要性などを踏まえ、非公募で外郭団体を選定していた。
- ↓
- 非公募による選定は、競争原理が働かないことで、事業者の自発的な運営の改善につなげにくい。
- 『外郭団体の設立経緯や過去の実績といった当該組織の有するノウハウは、他の「様々な団体」と公平に競争したうえで、よりその精度を高め、市民サービスの向上に資するべきであり、「公募」に切り替えることで損なわれるものではない』※
- ※「令和6年度 包括外部監査の結果に関する報告書」監査意見1より
- ↓
- より客観的に公募・非公募の判断ができるよう、2024年度に「静岡市指定管理者制度の手引」で定める『非公募とすることができ施設の基準』を改正し、指定管理者の更新時期を迎えた施設から、順次、公募・非公募の見直しを行うこととした。
- 原則、公募を徹底し、様々な団体が参入できる環境を整え、競争原理を働かせ、よりよい施設運営につなげていく。

公募施設の状況	今後更新を迎える主な非公募施設			
	年度(4月時点)	制度導入施設数	公募施設数	公募率
	2023年度	218	68	31.2%
	2026年度	225	102	45.3%

2027年度更新:生涯学習交流館21館

2028年度更新:市営住宅等70棟 など

2024年度以降、公募へ変更した施設

●静岡市生涯学習センター11館、静岡市南部勤労者福祉センター、静岡市小鹿老人福祉センター ●静岡市産学交流センター、静岡市清水産業・情報プラザ

●静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター ●静岡市体育館5館 ●静岡市総合運動場2館 ●清水清見潟公園 体育館、室内プール及びトレーニング室

●静岡市中央福祉センター ●静岡市清水社会福祉会館 ●静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」 ●静岡ヘリポート

全28施設

(参考) 外郭団体による指定管理の状況

2026年4月現在

No.	外郭団体名称	指定管理 施設数	内非公募 施設	非公募施設名称
1	公益財団法人 静岡市まちづくり公社	78※	71	市営住宅等(70)、清水ナショナルトレーニングセンター(1)
2	一般財団法人 静岡市環境公社	2	2	静岡市沼上資源環境学習プラザ(1)、 静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ(1)
3	一般財団法人 静岡市動物園協会	0	0	
4	公益財団法人 静岡市産業振興協会	2	0	
5	社会福祉法人 静岡市しみず社会福祉事業団	6	6	静岡市清水ひびきワーク(1)、静岡市清水 なぎさホーム(1) 他4施設
6	公益財団法人 静岡市スポーツ協会	6	0	
7	株式会社 駿府楽市	0	0	
8	公益財団法人 静岡市文化振興財団	17	4	静岡音楽館(1)、静岡科学館(1)、静岡 市美術館(1)、静岡市歴史博物館(1)
9	公益財団法人 するが企画観光局	1	0	
10	公益財団法人 静岡市勤労者福祉サービスセンター	0	0	
11	公益財団法人 静岡市国際交流協会	0	0	
12	一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社	0	0	

※指定管理施設数は、1つの設置条例であっても複数施設がある場合は、それぞれの施設を1カウントしたものであり、例えば、市営住宅は団地単位(羽衣団地、駒形団地等)、生涯学習施設は施設単位(静岡市葵生涯学習センター、静岡市西部生涯学習センター等)で算出している。